

境界問題相談センターいわて 設立の趣旨

近年、全国的に土地の境界をめぐるトラブルが多く不動産取引や住宅地などの安定的な生活に支障をきたしていることがあります。

岩手県内では、土地境界の紛争は全国的に見て少ない方ではあります、代々相続されている土地でも明確な境界がわからないために隣地と争いになるケースや、不満に思いながらも言い出せなくていうような潜在的問題は多く存在すると考えます。

このような問題の解決方法としては、裁判による解決、法務省の境界特定制度など行政によるものしかありませんでした。

この度、気軽に、そして安心して相談ができる、行政とは違った方法で当事者同士が話し合いによって土地の境界問題を解決する機関として、「境界問題相談センターいわて」を設立することになりました。これには法律の専門家の弁護士と、土地境界の専門家の土地家屋調査士が協働して行います。

紛争解決には当事者の主体性を尊重し、自分たちで解決するという意識を高めることに配慮しておりますし、その話し合いによってお互いが納得した結果を法務局の登記簿、地図に反映させて将来的にも安定した関係が保てるようになることを目指しております。

この「境界問題相談センターいわて」が真の岩手県民の利益になるように尽力いたします所存でありますので、今後もより一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。



事前相談会場設置地区

県北地区 二戸市・久慈市

県央地区 盛岡市・八幡平市・岩手町

県南地区 花巻市・北上市・遠野市・奥州市・一関市

沿岸地区 宮古市・釜石市・大船渡市

至青森 国道4号
至市内 ベル・オーブ
至花巻 茶畠交差点
●岩銀 ●ミスター・タイヤマン
国道106号
至宮古 消防署
盛岡 スターレーン

岩手の境界

境界問題相談センターいわて
019-908-7830
Fax 019-622-1281
受付／月～金 10:00～16:00（土日・祝日は除く）
〒020-0816 盛岡市中野一丁目20番33号
岩手県土地家屋調査士会館内

境界のトラブルで お困りの方 ご連絡下さい。



境界問題相談センターいわて

運営 岩手県土地家屋調査士会
協力 岩手弁護士会

手続きの流れ

- お隣との境界で悩みがある。
- 境界でトラブルがある。
- 話し合いで問題を解決したい。

こんな時、ぜひ一度

境界問題相談センターいわて
にご相談ください!

境界トラブル

境界問題
相談センターいわて
**電話による
受付**
☎019-908-7830



土地家屋調査士

← 事前相談 → 解決

県内各地の会場で土地家屋調査士の事前相談員があなたの相談をお受けいたします。

- 県北地区／二戸市・久慈市
- 県央地区／盛岡市・八幡平市・岩手町
- 県南地区／花巻市・北上市・遠野市・奥州市・一関市
- 沿岸地区／宮古市・釜石市・大船渡市

土地家屋調査士・弁護士 協働

← 相談 → 解決

法律的な判断が必要な場合は、弁護士相談員と土地家屋調査士相談員があなたの相談をお受けします。

- 会場は原則として盛岡市または一関市で行います。

← 調停 → 解決

相手方をお呼びして話し合いによる解決を目指します。弁護士調停員と土地家屋調査士調停員が当事者の話し合いのサポートをします。

- 会場は原則として盛岡市または一関市で行います。

← 調停成立 → 解決

話し合いにより合意ができれば調停成立となり、和解契約書を作成します。

合意の内容を登記に反映させることもできます。

手続きの費用

- 事前相談費用
- 相談費用
- 調停申立費用
- 調停期日費用
- 調停成立費用
- 調査・測量・鑑定費用

無料
2時間まで 20,000円(税込み)
相談者のご負担となります。
20,000円(税込み)
申立人のご負担となります。
1期日(2時間まで) 20,000円(税込み)
原則、申立人と相手方の折半によるご負担になります。
50,000円(税込み)
原則、申立人と相手方の折半によるご負担になります。
相談・調停の過程で必要に応じて調査・測量・鑑定を実施する場合必要になります。
センターの報酬基準によりお見積いたします。

解決

